

秋葉幸一さんを守る会 報告会・総会

2018年1月27日 もりんぴあ

<次第>

開会挨拶

- ・秋葉幸一さんからの報告
- ・後藤・吉永弁護士から
- ・経過報告並びに会計報告
- ・今後の活動について
- ・その他

閉会挨拶

不起訴処分告知書

平成29年12月22日

秋葉 幸一 代理人弁護士
吉 永 雄 二 殿



千葉地方検察庁
検察官 検事



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

秋葉 幸一 に対する 千葉県個人情報保護条例違反 被疑事件については、平成29年12月21日 公訴を提起しない処分をしました。

(注意) 記名押印の上, 通知すること。

平成29年検第107322号



経過報告並びに会計報告

<経過報告>

1. 守る会発足前

2015年9月「安全保障関連法」強行可決

2016年

3月 パソコン内に残っていた卒業生のデータから、335人の教え子宛てに、安保関連法廃止の署名への協力を依頼。

4月 各社報道機関により、新聞報道。

5月 県教委より処分（勧告）。

2017年

6月 県教委は「千葉県個人情報保護条例 63条違反」で千葉県警生活安全部生活経済課長宛に刑事告発

6/29 早朝、警察官5人が秋葉さん宅に踏み込み、パソコン1台と関連ファイル1冊を押収
その後、計4回延べ10時間を超える取り調べを成田署で受ける。(8/2終了)

2. 守る会発足とその後

8/25

「秋葉幸一さんを守る会」発足総会 於；もりんぴあ 参加者数 30名
総会終了後、秋葉さんと吉岡が東京新聞の取材を受けた。

9/4 幹事会

房総法律事務所での打ち合わせの報告
千葉地検への要請書文案の検討
記者会見の見通しの確認

9/6 東京新聞に「守る会」発足集会の記事 内容はほぼ正確だが情報の持ち出し部分は間違い

9/13 記者会見（参加 守る会 秋葉、大木、吉岡、吉永弁護士）
（新聞社 朝日 東京 読売 千葉日報 時事通信 共同通信以上6社）

9/14 朝日 千葉日報 の2紙に掲載
朝日 守る会の発足は伝わるが、「情報の持ち出し」に相変わらず間違い
千葉日報 全体として丁寧な事実に基づく内容になっている。情報が手元にあったこと
の表現には不満が残る。

9/20 幹事会

県教委への申し入れの必要性について検討
「1年を経たからの刑事告発の意図は何か」
「略式起訴」の場合の対応について

ニュースの発行と会員への送付書類検討
ホームページの開設について

10/2

守る会ニュース1号を発行し、会員へ郵送またはEメールで届けた。
会員が50名を超えた。

10/24 県教委へ弁護士名による申し入れ書を送付

10/26 成田警察署から千葉地検へ書類送検される。(1ヵ月後の問い合わせで判明)

11/11 幹事会

略式起訴の決定が出た場合の対応について
秋葉さん本人を含めて大方の意向は「略式起訴」で終えるわけにはいかないというもの。
最終判断は後日に。

ホームページの活用、更新について
会員52名 募金のみ 10名

11/30 弁護士事務所にて打ち合わせ

12/1 幹事会

守る会ニュース2号の発行準備。
会員が53名に。
「守る会ホームページ」の改善を図る、運用始まる。
大木さんの畑のブロッコリー収穫 支援カンパに。
略式起訴の決定が出た場合に「守る会」はどのように対応するか。
成田北高校宛てで秋葉さんへの支援葉書が届いたが事務室預かりのままになっていること
についての対応

12/2 守る会ニュース2号の発行・送付 会員が54名に。

12/4 県教委より、申し入れ書に対する不誠実な回答を受理する。(11/30付)

12/5 千葉地方検察庁へ要請書を提出

12/6 検察へ弁護士からの意見書提出

12/7 「とめよう戦争への道!百万人署名運動 千葉県連絡会」及び「婦人民主クラブ全国協
議会千葉支部」が県教委に対し、刑事告発撤回の申し入れ書を提出

12/8 12/9 東京新聞 朝日新聞に送検の記事掲載

12/11 秋葉さん検察からの呼び出しに出頭

12/12 幹事会

検察による秋葉さんへの事情聴取の報告と今後のとりくみ
実質30分、調書も作成しない、肩すかしの感(秋葉)。1月末までには検察の処分がわかる。
また、短時間、調書を作成しないことなどについて検察の真意を話し合った。

「守る会」の他団体とかかわりについて検討

- ① 団体からの支援の申し出・会への加入については、その都度、幹事会で対応する。
- ② その際の判断規準に「戦争法廃止2000万署名運動」に共同してとりくんだ団体かどうか」をおく。

成田北高校宛てへの要請書内容を検討

「守る会」振替口座開設。

12/14 千葉県高等学校退職教職員の会（高退教）機関誌に秋葉さんの記事が載る。

入会案内も同封してもらう。

12/18 成田北高校への要請書を送付

12/21 千葉地方検察庁から房総法律事務所に「不起訴」の連絡が入る。

12/22 東京新聞 千葉日報に「不起訴」が掲載される。

12/22 高退教のメンバーと思われる人から入会申込みが続々と届く。

12/23 朝日新聞に「不起訴」情報掲載

12/23 幹事会

12/26 吉永弁護士との今後の取り組みについての相談 房総法律事務所にて

・県教委に対して 「不起訴」 への見解や謝罪をきちんと求めること

1/7 ニュース3号発行

・不起訴のお知らせ

・報告会の案内

・会計のまとめ

1/12 幹事会 報告会の内容確認と準備

1/23 幹事会

(1月26日現在)

成田北高校への要請書に対し、返事なし。

会員は81名に達した。募金者14名以上を入れると100名に近い。

<会計報告>

1.収入の部	合計	420,520円
	会費（現金、振替口座、切手）	81人
	募金（現金、ブロッコリー売り上げ収入など）	14人以上
2.支出の部	合計	17,836円
内訳	コピー（カラーも）	3,530円
	印刷用紙	298
	印刷代	640
	送料3回分	4,936
	東京新聞写真利用代金	5,832
	会場費2回分	2,600
3.残高の部	合計	402,684円

残金はこの後のニュース no4 の発行・送料などの経費を除き、すべて弁護士費用に充てさせていただきます。

以上 会計係 原 まき子

2018年1月27日

千葉県教育庁教育振興部教職員課
課長 大野 英彦 様

〒286-0122 成田市大清水 191-11
秋葉 幸一

抗議文

1. はじめに

貴委員会が2017年5月24日に刑事告発した、元教諭の個人情報保護条例違反は、同年12月21日に不起訴処分となりました。

これについて、貴委員会は「現時点ではコメントを差し控えたい」旨、報道機関に伝えましたが、長期にわたり社会的信用を傷つけられた私にとって、これはとうてい許されることではありません。

即刻、何らかの意思表示をすべきであり、同時に、不起訴処分になったことに対する県民への説明責任を果たすべきです。

以下、貴委員会の本事件への対応について、具体的に抗議いたします。

2. 新聞報道（記者会見）について

貴委員会は終始、私が生徒の個人情報を目的外収集したと主張し、新聞報道をとおして、不正があったと広く県民に喧伝してきました。

（不起訴処分の報道においても「不正な持ち出し」と書いています）

しかし、貴委員会による事情聴取でも明らかのように、生徒情報は分掌上の仕事の延長線上にあり、家に持ち帰ったものであるため、学校業務における目的外収集とはいえません。

そのことを、報道機関にきちんと説明せず、また不正確な報道をし続けられたことを黙認してきた貴委員会に対し、不信感を禁じ得ません。

貴委員会は私たちの申し入れ書に対する回答書の中で「報道機関の記事内容について言及することは控えさせていただきます」と回答していますが、県教育委員会の記者会見がもつ社会的責任の重さをどのように考えているのか、お答えください。

3. 刑事告発について

貴委員会は私の刑事告発の正当性を、前述の回答書の中で、次のように語っています。

「業務に関して知り得た個人情報を、自己の不正な利用を図る目的で盗用することを禁じた、千葉県個人情報保護条例第63条に該当するため、告発した」

これは、千葉県個人情報保護条例第63条の文言、「業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で盗用」を意識しており、法的根拠の妥当性を欠いています。

更に、私の目的が、教え子たちの政治参加（選挙）及び安全保障関連法廃案のための署名依頼（強制ではない）であることを踏まえると、署名そのものが不正な利用に相当するとも読み取れます。

思想・信条の自由及び表現の自由は憲法に謳われ、双方の対立する意見はあって然るべきですが、刑事告発で相手を封じ込めるようなことは絶対にあってはなりません。それは権力の暴走を許さない立憲主義に反する行為だからです。

貴委員会が条例の文言まで変えて表現した「不正な利用」とは何を指しているのかという疑問も含め、不起訴処分への弁明（コメント）を差し控えるというのは、一県民を刑事告発しておきながら卑怯そのものであり、また、貴委員会に信頼を寄せる県民の疑問や懸念に対する説明責任も果たしていません。

4. 謝罪会見について

平成29年9月6日付けの東京新聞によると、県教委教職員課の担当者は刑事告発をする意義について、「県個人情報保護条例違反での刑事告発の先例はないが、教育現場に与える影響の大きさを考慮し、厳正に対処した。」とあります。これは、県民の信頼を損ねたことに遺憾の意を表したのではなく、元教員による不祥事を元教員の自己責任にとどめ、現職教員を管理する観点から、厳罰を表明したものと捉えることが出来ます。

（平成29年5月24日の記者会見では、教員の不祥事に対する多くの行政処分がまとめて発表されています）

実際、事件後の教育現場は以前にも増して、情報の取扱いに対する管理が厳しくなり、管理職による締め付けが強化されたと聞いています。

私は、貴委員会の目的を達成するための単なる見せしめであり、また、法的な根拠もないままに刑事告発という脅しを使ったいじめの対象者だったのだといわざるを得ません。

更に、報道機関をとおして、県民をいじめの傍観者に仕立てて（県民を巻き込んで）、公の教育機関が一県民を（元教員を）弾圧したともいえます。

貴委員会が、警察及び検察庁の取り調べの結果である不起訴処分を真摯に受け入れるなら、家宅捜査や証拠品押収などにより、著しく人権を踏みにじられた者に謝罪があつて然るべきであり、また県民に対しても、今回の刑事告発は

間違いだったとの謝罪表明をすべきです。

具体的には、謝罪会見を要請します。

教育現場における生徒個人情報の管理徹底を図りたい貴委員会の使命を理解できないわけではありませんが、その手段に刑事告発という形での弾圧を安易に行うべきではなかったと思います。(個人情報保護条例違反で告発することは先例がないにもかかわらず、貴委員会定例会では単なる「報告」で刑事告発が決定したこと。また、教職員課長の名において専決事項とされたことは非常に残念です。)

まして貴委員会は公教育の指導的立場にあり、いじめの根絶や教科「道徳」に向けその範を示すものであり、県民の信頼を得なければなりません。

私の要望は2度とこのような弾圧が、現職教員や元教員に行われないことであり、謝罪会見の要請は上意下達的な貴委員会に抗議するとともに、それを払拭するものであると信じ具申いたします。

貴委員会が学校の教員を萎縮させ、間接的には生徒を管理する立場から解放されることを願って止みません。

5. おわりに

この抗議文は、不起訴処分に対する貴委員会の不誠実さに抗議するものです。刑事告発は貴委員会が発したものであり、国の公的機関である検察庁の判断が下された訳ですから、貴委員会が意思表示をもってそれに応えるのが道理だと考えます。

現時点ではコメントできないと言うならば、必ずコメントして頂けるものと思いますが、いたずらに時間が過ぎれば忘れ去られてしまいますので、期限を設けさせていただきます。

千葉地検の不起訴処分の内容を再度確認の上、1ヶ月程度の時間内において、貴委員会の意向(コメント)を記者会見にて公表してください。

(本件の勧告書より1年の後に刑事告発が行われたことに対する疑惑は未だに晴れません。また、意向は私を含む「守る会」および県民宛に、高校生にも分かる文言にてお願いします。)

なお、残念ながら貴委員会の誠実な対応がなかった場合は、貴委員会の不誠実な対応として、広く県民にこのことを公表し、民意を仰ぐことをご了承ください。

以上

H28.5.20 千葉県教育委員会 会議 議事録（第2回定例会）

http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/soumu/iinkai/kekka/h28/documents/h28dai2kai_gijiroku0623.pdf

報告5 県立学校職員の個人情報データの取扱いについて

【教職員課長】（稲葉 泰氏）

県立学校職員の個人情報データの取扱いについて、2件報告する。

昨年度、金本教育長職務代理者から、個人情報流出事故の防止に向けて、抜本的対策に取り組むようご指導をいただいたが、既に報道されたとおり、平成27年3月頃、成田北高校において、所属職員であった元教諭が、生徒の個人情報を管理職の許可を得ずに持ち出し、自宅のパソコンに保存し、退職後の平成28年3月22日、同個人情報を利用し、同校の卒業生に対し、私事に係る署名を求める文書を郵送する事故があった。

さらに、5月10日に、薬園台高校において、所属職員が平成26年度及び平成27年度の生徒合計529人分の成績データを入れたUSBメモリを紛失する事故があった。これまで、事故の再発防止に取り組み、さらにこの4月の県立校長会議等においては、個人情報に係る事故を起こした職員に対しては、厳しい対処を検討する旨を周知したにもかかわらず、相次いで、このような個人情報の取扱いに関する事故が生じたことを、誠に申し訳なく思っている。今後さらに、新たな取組を含めた通知を発出し、個人情報の取扱いの徹底を強く図っていく。

《質疑》

【金本教育長職務代理者】

個人情報データの取扱いについては、これまでも懲戒の問題として何回も登場してきたので、その度に再発防止に向けての取組を教育委員からもお願いしてきたが、なかなか収まらない。

新たな取組とあったが、どのように考えているか。

【教職員課長】

まず、全県立学校において、管理職が一定期間を設け、学校内において職員一人一人に対し、不必要な個人情報を所持していないかについてセルフチェックを実施するよう指示し、その結果を教育委員会に報告するよう通知する。

また、県立学校においては、情報関係業務を複数名で担当することを徹底し、さらに管理職には情報担当者が重要な個人情報を取り扱う際には、複数名で相互にチェックしながら業務を進めているか等の確認を行うよう、再度指導を徹底する。

並行して、現在、庁内プロジェクトチームにおいて、県立学校におけるパソコンの管理体制について検討を進めているところである。併せて、市町村教育委員会及び関係教育諸機関に対して、県立学校における取組を通知し、この機会を活かし、市町村教育委員会においても管下すべての学校等において、同様の取組を行うよう通知する。

【金本教育長職務代理者】

USBを外に持ち出すことによる事故が多発しているわけだが、これからの新しい県立学校におけるパソコンの管理体制を考える際に、学校内でのUSBの取扱いによっては

外からアクセスして情報が流出する可能性があることも考えてもらいたい。それはどうい
う場合かという、セキュリティがしっかりした学校の管理体制であるにも関わらず、職
員がポケット wi-fi を使っている私的なパソコンにU S B を差し込んだらハッカーに
より情報が取られてしまうようなことである。このことを含め、ポケット wi-fi 等が使える
ような私的なパソコンの取扱いについて、同時に制限するようにしないとけない。
なかなか難しい事態が起こる時代に入っており、そのあたりも考えて取り組んでもらいた
い。

【教職員課長】

例えば、校内のアクセス制限やログインの記録等、委員の意見を踏まえて考えていく。

【佐藤委員】

これまでも何件か、似たような事故があった。パソコンに詳しい人がそのようなことを起
こす場合と、基本的なことが分かっていない人が方が起こす場合がある。対策を考える場
合、その両者の視点、つまり詳しい者向け、苦手な者向けに分けて考えてもらえるとより
有効になると思う。

【教育長】

昨年度までも、このような個人データの流出、または流出のおそれの事故が起き、本年 2
月に通知をし直したところである。

このような形で事故が起こったことは非常に残念であり、また申し訳なく思う。これを機
会に、今までと同様の取組にとどまらず、さらに踏み込んだ対策を行っていく必要がある
と思っている。

私どもとしては、十分に整理し、各学校への指導、その他の学校教育環境の改善等に努め
て参りたい。

報告 5 は終了。

同年

H28. 6. 15 県議会 文教常任委員会（第 1 号）本文より抜粋

<http://www.pref.chiba.lg.jp/pbgikai/dsweb.exe/>（かんたん検索機能で「成田北高」
及び「成田北高校」と入力すれば、当該ページにたどり着くことができます）

（発言通し番号 169）

○阿部 俊昭 委員（前略）では 2 つ目。政治的中立性の問題で、先ほど野田委員からも
ございましたけれども、今議会でも幾つか話題にさせていただきましたが、松戸市の小学校
1 年生の入学式翌日に、新日本婦人の会、先ほどちょっとありましたけれども、名乗る団
体が作成した平和安全保障関連法廃止の署名を求めるチラシが連絡袋に入って持ち帰らせ
る事態が発生しました。私は他県からも多く問い合わせをいただいて、ある意味恥ずかし
い、千葉県の教育現場の問題として本当に恥ずかしい思いもしましたけれども、この事態
について県教委は、新聞で教育長のコメントもちょっと入りましたけれども、どう受けと
められたかお話し願えればと。

○説明者（大野教育振興部副参事） 県教育委員会では、松戸市教育委員会から報告のあ

りました新日本婦人の会によります政治的意図を有するチラシを配付する案件以外には、現在のところ県内において各学校門前等でのチラシの配付があったという情報は得ていないところでございます。

.....
(発言通し番号 226)

○中村 実 委員 (前略) 続いて、[成田北校](#)の名簿の関係です。

この問題、私は職員の退職手当に関する条例に当たる話だと思っているんです。と申しますのは、例の学校から名簿を持ち出して署名を促すような手紙を卒業生に対して送りつける。こういう行為というのは、生徒に対しておかしなメールを送るに等しいことで、これは懲戒免職に値する話だと思うんですね。在職中であれば、このような署名を促すような手紙を送れば、私は懲戒免職に相当する事案だと、事件だと思っています。

そのあたり、教育委員会の考え方についてもこれまでいろいろ、るる私も確認をしてきたんですが、退職手当の返納を求めることができるという条例があることを御存じであるか、1件確認させてください。

○説明者(大野 英彦 教育振興部副参事) 退職をした者の退職手当の返納に関する条例、これが職員の退職手当に関する条例 15 条に規定されていると認識しております。

○中村 実 委員 非違に当たる行為、まさに該当だと思うんですね。こういう事件が起きた以上は、法にのっとって粛々と厳正に対処すべきだと私は考えます。

こういう事件があって、5月31日に県の総合教育センターで、政治的教養を育む教育基礎研修という高校の先生方に対しての研修がありました。こちらにも参加された方がおられますけれども、私もそのお話を聞きに行きました。その中で、高校の先生方が感じておられる第一線でのいろんな事象というのがあったんだということも私も教えられたんですが、やはり高校生が巻き込まれてしまう危険性というのが多分にあると思うんです。朝刊で出ていましたけれども、千葉市の選挙管理委員会のほうが、どういうことは公選法でマル、どういうことは公選法でバツだとか、そういう子供が不利益をこうむらないように、意図せざるうちに不利益をこうむらないような形で、学校現場で指導していただきたいと常々思うものでございます。

.....
(発言通し番号 280)

○内田 悦嗣 委員 それで、先ほどの阿部委員と中村委員のほうからあった問題について、事前にはこういうことを言いますよと言っていないんですけれども、松戸の事例と県立高校での退職した後の事例の話をしましたよね。阿部委員のほうからの話ですと、松戸のほうは懲戒処分が今後出るだろうというような話ですよ。中村委員のほうの話でいくと、退職したから返還の話は出ているけれども、中村委員は、これはこういうことがあれば、現職であれば懲戒処分だよというようなお話をしましたよね。この2つの事例、千葉県教育委員会の懲戒処分の指針、これのどこに当たりますかね。

この中でいろいろ、平成 17 年の 12 月に制定していますよね、懲戒処分の指針をね。その中で、例えば中村委員が言われたような話だとすると、あの件については、個人情報紛失、盗難に当たるのか、それとも秘密漏えいに当たるのか、何に当たるんですかね。それとも、一般的なサービスのほうの何かに当たるのか、そこら辺を教えてくださいなんですけれども。

あと、中村委員のお話ししたケースのほうだと、上司の方ももう既に処分されていますよね。これは、指導監督不適正ということで戒告になっているのかどうか、そのところを確認させてください。

○説明者（大野教育振興部副参事） 先ほどの前校長につきましては、これは指導監督不適正ということで処分をしております。

また、先ほどの情報の持ち出しの件であります、これにつきましては直接的にその指針の中に文言は入っておりません。

○内田 悦嗣 委員 阿部委員が言われた松戸の事例はどれに当たるんですか。

○説明者（大野教育振興部副参事） 松戸の案件につきましても、これにつきましては懲戒処分の指針のほうには直接の文言は入っておりません。

○内田 悦嗣 委員 1の一般的サービスの11の政治的目的を有する文書の配布には当たらないんですか、これは。

○説明者（大野教育振興部副参事） これは、現在の職員であればそこに抵触することになります。

○内田 悦嗣 委員 ということは、阿部委員の言われた松戸のケースだとこれに当たるといことで、中村委員が言われたような過去のものに関してはこれには当たらないということですか。

○説明者（大野教育振興部副参事） まずは、そのところにつきましては、ちょっとそこに該当するとはっきり断言はできませんが、そこに抵触する可能性があるということ御理解いただければと思います。

○内田 悦嗣 委員 何が言いたいかという、私は阿部委員が言われた政治的な中立性の話が先ほどからいろいろ出ていますけれども、それも1つあるんですが、私はどちらかというと、中村委員が言われているケースのほうがもっと深刻だなというふうに思っているわけです。退職したから処分ができない、でも、個人情報を持ち出して、これを例えば政治的な話じゃなくて、営利目的でいろんなところで使えるわけですよ。極端な話、それを持ち出してどこか地下組織の名簿屋さんか何かに流してお金にすることだってできるわけですし、いろんなところでそういった危険があるわけですよ。そういうことをやった人に対して、過去の職員だから処分ができない、または何もできないというのは、私はおかしいと思うんですけども、そこら辺はどうですかね。

○説明者（大野教育振興部副参事） 県教育委員会としましても、この成田北高校の元教諭の行為につきましては許されない行為であるというふうに認識をしております。そこで、教育委員会としましては、この元教員に対しまして、個人情報保護条例違反等を視野に入れて告発について今検討しているところでございます。

○内田 悦嗣 委員 やはり子供たちがいかに害が外から及ぼされぬようというか、自分の情報が勝手に、ましてや信頼している先生から持ち出されて利用されるということは、本当にあっちゃいけない問題だと思うんです。政治的な中立とか公平性とかそんな話とはまるっきり別の次元ですよ、これは。二十歳になったら、着物屋さんからなぜか着物のはがきが届くのはまるっきり違いますよ。あれは、多分公職選挙法上でオーケーになっている選挙人名簿を業者が選んで、それで出しているわけだから、そういう合法的な話じゃない中でそういったいろいろなことに使われるというのは、やはり学校の信頼、ましてや千葉県教育の信頼を失う行為であると思うので、やはり嚴重にここら辺は千葉県としてそういったものに関しては適正に、絶対許さないんだという姿勢を見せていただければというふうに思うと、要望して終わります。

同年

H28.10.11 県議会 文教常任委員会（第1号）本文より抜粋



○内田 悦嗣 委員 わかりました。やはりそこら辺の、子供の命をまず守るってところで、ぜひとも頑張っていたきたいなど。現場の先生方、また、関係者にとってはぎりぎりの戦いが続いていると思います。そういった中で、まず被害者の子供の命を守るということを前提に対応していただければというふうに思います。

そして、最後に、このところ教職員の不祥事がやたら目につくんですけども、まず、先ほど阿部委員のほうからありました[成田北高校](#)のあの件に関して、私、前にも聞いたんですが、これ現状、対応どうなっているのかお聞かせいただければと思います。

○説明者（大野教育振興部副参事） 現在、元教諭に対しまして、個人情報保護条例違反等視野に入れまして、法律問題等さまざまな課題を今整理した上で、**告発をする方向で検討しております。**

○内田 悦嗣 委員 情報とかいろいろ政治的な中立に関して軽重をつけちゃいけないのかもしれないですけど、学校でビラを配るよりも、やはり子供の情報を、それを持ち出したということで、それが政治的がどうのこうのとかって話じゃなくって、それを例えば名簿屋さんにもし売ったとか、そういうようなことだってあり得る場合です。ですから、これはもう退職者だろうが何だろうが、刑事罰に相当するような話ですから、そこら辺はきちんと対応していただきたいなと強く要望いたします。

それと、このところの不祥事事案で破廉恥事案と言われるバージョンのものがやたら多いんですけども、先ほどから皆さん、先生ふやせ、先生ふやせって言うんですけども、そういった先生の適性っていうものについてどういうふうに考えてるのか。忍び込んで下着泥棒をしようとした。でも、私はしてない。しようとはしてませんっていうのが新聞報道載ってましたけども、その前に、侵入しちゃいけないでしょうってとこじゃないですか。それだとか、あと男子生徒の体をさわってどうのこうのとかっていうので処分される。こういった事案っていうのは、教師としての資質に欠ける人を先生にしてしまったのか、それとも何らかのいろいろな問題があって、そういうふうな先生ができてしまったのか、これどちらなんですかね。

H29.5.24 千葉県教育委員会 会議 議事録 (第3回定例会)

http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/soumu/iinkai/kekka/h29/documents/dai3kai_gijiroku.pdf

報告5 元教諭の個人情報保護条例違反に係る告発について

【教職員課長】(大野 英彦氏)

本件は、平成27年3月31日付けで退職している県立成田北高等学校元教諭1名が、同校に在職中に、入試データを含む生徒2,192人分の個人情報を、管理職に無断で持ち出し、自宅のパソコンに保存するとともに、退職後に持ち出した個人情報を利用し、卒業生335人に対し特定の行為を求める文書を送付した事故について、**当該元教諭を刑事告発するものである。**

はじめに、当該事故の懲戒処分等の状況だが、平成28年5月20日付けで、事故当時の校長を、監督責任により戒告の懲戒処分とした。元教諭については、すでに退職していたことから懲戒処分はできなかったが、在職中であれば懲戒処分に該当すること及び再発防止を求める内容の勧告文を、教育長名で元教諭に送付したところである。

元教諭は、これらの個人情報を持ち出すことは、管理職の許可が得られないことを理解していたにもかかわらず、成績処理のシステム構築を長期休業中に集中して自宅で行うことを目的に、管理職に無断で持ち出すとともに、管理職に指導されていたにもかかわらず、退職後もこれらの個人情報を自宅のパソコンから削除することなく、自分が作成したデータは自分のものと思い込み、保存してあった生徒の個人情報のうち、住所及び氏名を目的外に利用し、卒業生335人に対し、特定の行為を求める文書、今回の事案では、「安全保障関連法」の廃止の署名を求める文書を送付したものである。

この元教諭の行為について、検察等へ相談した上、事務局で検討した結果、元教諭の行為は、様々な個人情報を保有する学校における個人情報の取扱いに対する生徒、保護者及び県民の信頼を著しく損なうものであり、千葉県個人情報保護条例第63条違反に該当するとして、千葉県警察本部生活安全部生活経済課長に告発状を提出するものである。

なお、告発状の提出については、本日以降、速やかに行うこととしている。

【金本教育長職務代理人】

告発の時期が、このタイミングになった理由はあるのか。

【教職員課長】

告発に向けて、事故発生以来、警察に相談するだけでなく、弁護士、検察等にも、元教諭の行為が告発に相当するのか、法律相談を行うなどの準備を進めてきた。また、元教諭の犯罪事実を立証するための物的証拠の収集、また、警察の捜査が始まった場合の当該校への公務の影響などの課題を整理し、告発の時期について慎重に検討したため、この時期になった。

【内藤教育長】

厳正に対処していく。

報告5は終了。

今後の活動について

- (1) 不起訴を勝ち取ったことをもって「秋葉幸一さんを守る会」は解散します。
ただし、(2)以下の残務課題を幹事会が成し遂げて正式な解散とします。
- (2) 「守る会」から県教委へ向けて要請書を提出します。
- (3) 弁護士から県教委へ向けて質問状、及び本人からの抗議文を提出します。
- (4) (2)(3)に対する県教委の対応を見て、幹事会としてHPやマスコミ等を通じて意見表明をします。
- (5) ニュース4号を発行して「守る会」解散の報告。その後の県教委の対応と幹事会の取り組みについてなどを全会員に知らせます。
- (6) この間の活動に要した費用については可能な限り、秋葉さんの個人負担が少なくなるように努力します。そのために「守る会」振替口座は2月末まで開設します。 振替口座 00270-3-139070
- (7) その他

要請書

2018年1月27日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

秋葉 幸一さんを守る会
代表 吉岡 秀樹

貴委員会が2017年5月24日に刑事告発した、千葉県立成田北高校元教諭 秋葉幸一氏（以下 秋葉さん）の個人情報保護条例違反は、同年12月21日に不起訴処分となりました。

この件について以下2点を要請します。

1. 秋葉さん並びにその教え子と保護者の皆さん、知人、友人、ご家族、学校関係者及び今回の事件をマスコミ報道で誤解して知ることとなった市民、県民に向けて、検察が**不起訴処分の判断**を下したことに對する**意思表示**と刑事告発をしたことについての**謝罪表明**を求めます。

<理由>

(1)秋葉さんはすでに2016年5月20日付で勧告処分を受けていたにもかかわらず、その1年後に刑事告発され、警察による家宅捜査や証拠品押収、延べ10時間にも及ぶ取り調べなどにより、著しく人権を踏みにじられ、その後も長期にわたり、社会的信用を傷つけられました。不起訴処分という検察の下した結果を真摯に受け止めるならば、公的な場での謝罪表明は当然のことです。

(2)残念ながらほとんどのマスコミ報道は正確さを欠いていました。「無断で情報を持ち出し」「不正な情報の持ち出し」の表現は明らかに間違いです。それは秋葉さんの「仕事上の情報の持ち出し」であり、当時の管理職も黙認していたことは貴委員会による調査の際も秋葉さん本人がしっかりと述べていることです。誤ったマスコミ報道の原因には貴委員会の誤った情報提供があり、その報道がずっと訂正されないできた責任の大半は貴委員会にあります。

(3)そもそも秋葉さんの行為は、教え子一人ひとりに対して安全保障関連法の廃止署名をお願いしたものにすぎません。したがって個人情報保護条例の意図する「自己や第三者の不正な利益を図る目的」は全くありません。むしろ、18歳選挙権が適用される参議院選挙も近づいていた時期に、秋葉さんは、卒業生に宛てた署名依頼文の末尾に「18歳選挙権に伴い国政選挙に行かれることを期待します。…夢を信じて、自分のために大切な一票を投じて下さい。あなたの幸せはあなた自身の力で勝ち取ることを念じています」と記しています。自分自

身のために政治に関心を持って欲しいという秋葉さんの、教え子へ向けた思いのこもったこの一文は『教え子を二度と戦地へ送り出してはいけない』という戦前の教師たちの苦い教訓を引きついだものに相違ありません。

戦争法と言われる安全保障関連法が国会で強行可決され、戦争がひたひたと近づくこのときに秋葉さんは、元教師として卒業生の一番大事な時期に一人ひとりに呼びかけたのです。「平和な世を創る主権者たれ」と。しかも、手紙の文面は決して押しつけではありませんでした。

「平和」や「主権者」というキーワードをこそ学校では大事にしなければならないこの時代に残念ながら職員室でも教室でもじっくりとそれを語れないほど現場には自由がなく忙しいということを目にします。秋葉さんの行為は貴重な本当の意味での政治教育だといえるのではないのでしょうか。貴委員会は秋葉さんの行為からそのことを学ぶべきだったのだと思います。

もちろん、公務の必要上手元に残しておいた生徒の個人情報をも目的外に使用してしまったことについては本人が反省する通りですが、これにはすでに一年前に勧告処分が下されています。貴委員会はさらに法的根拠のない刑事告発をすることによって、秋葉さんの行為をすべて非として葬ってしまおうとしたものです。

(4) また、勧告処分からの経緯を県の文教常任委員会、県教育委員会会議議事録を時系列で読み解くと一部県議の強い要望によって先例のない刑事告発をしたことが推測されます。学校に対しては政治的中立を求める貴委員会の執り行う教育行政が、一部の政治的圧力にゆがめられたとすれば大問題です。さらに、秋葉さんへの刑事告発が本人の人権侵害だけでなく、学校現場の管理強化や、現職教師や退職教師の市民的自由を押さえ込み、萎縮させる力になったとしたら貴委員会の行為は極めて不当なことだと言わざるをえません。

2. 秋葉幸一氏の別紙の抗議内容を私たちは全面的に支援します。別紙抗議文並びに、房総法律事務所の弁護士からの別紙質問状に誠実に答えることを求めます。

以上

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 殿

平成 30 年 1 月 27 日

〒 2 8 6 - 0 2 0 2
千葉県富里市日吉倉 3 0 0 7 - 9
弁護士法人房総法律 成田事務所
電 話 0 4 7 6 - 9 1 - 3 4 8 1
F A X 0 4 7 6 - 9 1 - 3 4 5 9
秋葉幸一代理人弁護士 吉永 雄二
同 後藤 裕造

質 問 状

元成田北高校教職員の秋葉幸一氏（以下、「秋葉氏」という。）に関して、以下の事項につき、平成 3 0 年 2 月末日までに、文書にて回答を要請する。

第 1 千葉県教育委員会が秋葉氏を刑事告発したこと

1 秋葉氏に対する刑事告発の時期

当職らが作成した「申し入れ書」（平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日付）でも触れたとおり、千葉県教育委員会（以下、「貴委員会」という。）は秋葉氏に対して、平成 2 8 年 5 月 2 0 日付で勧告書を交付している。

そして、上記勧告から約 1 年間もの時間が経過した後の平成 2 9 年 5 月ころに刑事告発が行われている。上記申し入れ書では、通常では考えられない時間が経過してから刑事告発に至っている具体的理由について回答するように求めた。

2 貴委員会の回答

これに対して貴委員会は、「事件内容を調査・検討し、その結果、秋葉氏の行為は刑事告発が必要と判断した」という抽象的理由のみしか述べていない。

3 刑事告発に至る経緯

(1) 当初は刑事告発することが検討された形跡がないこと

秋葉氏の行為が問題視された後に開催された貴委員会の会議議事録（平成 2 8 年 5 月 2 0 日定例会）を見ると、個人情報データの取り扱いに関する事故の再発防止に向けての取り組みとしていくつか具体例が挙げられているものの、秋葉氏を刑事告発することに関しては全く記述がないため、貴委員会がこの時点で刑事告発を検討していたとは考え難い。

(2) 某議員からの要望

しかし、同年6月15日の文教常任委員会（第1号）では、秋葉氏の行為について、某議員から、「退職したから処分ができない、でも、個人情報を持ち出して、これを例えば政治的な話じゃなくて、営利目的でいろんなところで使えるわけですよ。極端な話、それを持ち出してどこか地下組織の名簿屋さんか何かに流してお金にすることだってできるわけですし、いろんなところでそういった危険があるわけですよ。そういうことをやった人に対して、過去の職員だから処分ができない、または何もできないというのは、私はおかしいと思うんだけど、そこら辺はどうですかね。」という質問や、「やはり嚴重にここら辺は千葉県としてそういったものに関しては適正に、絶対許さないんだという姿勢を見せていただければというふうに思うと、要望して終わります。」などという意見があった。

また、同年10月11日の文教常任委員会（第1号）でも、同議員から、「これはもう退職者だろうが何だろうが、刑事罰に相当するような話ですから、そこら辺はきちんと対応していただきたいなと強く要望いたします。」という意見があった。

なお、上記発言は、名簿業者に生徒の個人情報を売却してその対価として金銭を得るような事案（営利目的で個人情報を漏えいする事案）と、秋葉氏の行為（平和国家を維持する目的で個人情報の漏えいもない事案）を同列に論じているようであり、正確に事案を把握していないことが明白であるから、傾聴に値するような発言ではない。

(3) 貴委員会が刑事告発を検討し、実際に刑事告発したこと

しかしながら、貴委員会は、秋葉氏に対する刑事告発を検討するようになり、実際に刑事告発に至っている。

4 刑事告発が不当であること

(1) 本件は、名簿業者に売却するために生徒の個人情報を盗み出したような悪質な事案ではない。学校業務を遂行するために以前から収集していた生徒の個人情報を、後になって署名活動に使用した事案であり、生徒の個人情報を目的外使用した点については秋葉氏に非があるものの、これに対して勧告にとどまらず刑事告発まですることは明らかに行き過ぎである。

これを裏付けるように、秋葉氏に対しては、平成29年12月21日付で不起訴処分がされていることから、秋葉氏の行為は県個人情報保護条例違反に該当しないか、又は起訴する価値が乏しい事件だということに他ならない。

(2) 当初の貴委員会の定例会の時点では、貴委員会は秋葉氏を刑事告発する

ことまでは考えていなかったはずであり、その理由は、秋葉氏の行為が特に悪質ではなく、県個人情報保護条例違反での刑事告発の先例もなかったからだと考えられる。

それにもかかわらず、貴委員会が秋葉氏の刑事告発を検討するようになったのは、某議員（事案すら正確に把握していないことがうかがわれる）の「強い要望」を受けた結果であることは容易に推測されるところである。ここで述べるまでもないことだが、教育行政という性質上、貴委員会には政治的中立性が強く要求されているところであるが、政治的圧力に屈して秋葉氏を刑事告発するに至ったと考えられる。このような経緯により、秋葉氏が刑事告発されたことは明らかに不当であるから、強く抗議するとともに、行政がゆがめられたことに対する貴委員会の見解を問う。

また、貴委員会が秋葉氏を刑事告発する前に、警察・検察、弁護士などに相談したり、物的証拠の収集をしたり、警察の捜査が始まった場合の当該高校への公務の影響などを検討したとしても、勧告から約1年もの時間が必要になるとは到底考えられず、刑事告発の時期としても遅きに失していることを付言する。

(3) 秋葉氏は刑事告発されたことによって、被疑者の立場となった。そして、自宅を捜索され、長時間の取調べを受けるなど、被った精神的苦痛は甚大である。本件は、県個人情報保護条例違反に該当しないか、又は起訴する価値が乏しい事件であるにもかかわらず、貴委員会が刑事告発したことにより、秋葉氏は甚大な精神的ダメージを受けている。この点について貴委員会の見解を問う。

(4) ところで、貴委員会の回答書によれば、秋葉氏の行為は「実施機関の職員が業務に関して知り得た個人情報を、自己の不正な利用を図る目的で盗用することを禁じた、千葉県個人情報保護条例第63条に該当するため告発した」ということであるが、同条には「自己の不正な利用を図る目的」という文言はない。同条で規定されているのは、「自己又は第三者の不正な利益を図る目的」であり、なぜ貴委員会が条例の文言をすり替えたのか理解に苦しむ。この点に関して、補充説明を求める。

第2 個人情報の目的外収集について

1 貴委員会の主張

当職らが作成した「申し入れ書」（平成29年10月24日付）でも述べたとおり、貴委員会は、秋葉氏が生徒の個人情報を目的外収集したと主張している（東京新聞の平成29年9月6日付記事によると、貴委員会の教職員課の担当者が、秋葉氏の行為は個人情報の「目的外収集」に当たると話して

いる)。しかし、貴委員会の主張は明らかに誤っている。

2 条例の規定

個人情報目的外収集について定めた千葉県個人情報保護条例第64条は、「実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又50万以下は万円以下の罰金に処する。」と規定している。

3 同条例の解釈運用基準

千葉県個人情報保護条例の解釈運用基準によると、同条例第64条の「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいうとされている。そして、「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味するのであり、本条の罪が成立するには、このような目的をもって個人情報を収集することが必要であることが明記されている。

よって、職務の用に供する目的で個人情報を収集した後に、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の罪は成立しないことが明らかである。

4 秋葉氏は生徒の個人情報を目的外収集していないこと

貴委員会に対する事情聴取で秋葉氏が説明したように、秋葉氏が生徒の個人情報を収集した目的は、学校情報処理業務を遂行するためであるから、学校業務における目的外収集には該当しない。

この点について、平成29年5月24日に開催された貴委員会の第3回定例会の議事録にも、秋葉氏が生徒の個人情報を持ち出したのは、「成績処理のシステム構築を長期休業中に集中して自宅で行うことを目的に」していたことが記載されており、貴委員会としても秋葉氏が生徒の個人情報を目的外収集したわけではないことを認識していた。

5 貴委員会の対応が不当であること

このように、秋葉氏は生徒の個人情報を目的外収集していないことは明らかであり、貴委員会も同様の認識を有していたにもかかわらず、貴委員会は秋葉氏が生徒の個人情報を目的外収集していたと報道機関に伝達した。

このように、貴委員会が報道機関に不当な対応をしたことにより、秋葉氏は生徒の個人情報を目的外収集していたと広く報道されることになった。誤った情報が拡散されたことで、秋葉氏は多大な精神的苦痛を被っているが、この点について貴委員会の見解を問う。

以上



秋葉幸一さんを守る会
<http://www.akiba51.net>